

米海軍のF A18 戦闘攻撃機の部品落下事故に対する意見書

去る2月12日、午後4時半頃、嘉手納基地で米海軍F A18 戦闘攻撃機が給油口を覆うパネル（約20 cm×約30 cm）を紛失した状態で着陸したのが確認された。新聞報道によると、同機は米海兵隊岩国基地配備の外来機であり、当日は沖縄近海の訓練空域で訓練したとみられる。

相次ぐ米軍機の部品落下事故は公表されているだけでも2017年に5件、2019年に3件発生している。米軍機は日常的に沖縄近海の訓練空域で訓練を実施するも、離着陸の際は必ず県道や国道上空を通過し、また住宅地上空も旋回することから県民は常に騒音被害のみならず上空からの落下物の不安と墜落事故の危険にさらされている。

今回の部品落下事故翌日、嘉手納基地の目視調査では午前8時から午後6時までの調査時間内に離着陸や旋回した回数は152回にも上っている。安全管理体制が徹底されないまま、このような状況が続けば、いつ何時大惨事が起こると言っても過言ではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 事故原因の徹底究明と再発防止策を公表すること
- 2 事故発生時において、関係自治体への速やかな通報体制を遵守すること
- 3 米軍外来機の飛行訓練の常態化を中止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月3日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

米海軍のF A18 戦闘攻撃機の部品落下事故に対する抗議決議

去る2月12日、午後4時半頃、嘉手納基地で米海軍F A18 戦闘攻撃機が給油口を覆うパネル（約20 cm×約30 cm）を紛失した状態で着陸したのが確認された。新聞報道によると、同機は米海兵隊岩国基地配備の外来機であり、当日は沖縄近海の訓練空域で訓練したとみられる。

相次ぐ米軍機の部品落下事故は公表されているだけでも2017年に5件、2019年に3件発生している。米軍機は日常的に沖縄近海の訓練空域で訓練を実施するも、離着陸の際は必ず県道や国道上空を通過し、また住宅地上空も旋回することから県民は常に騒音被害のみならず上空からの落下物の不安と墜落事故の危険にさらされている。

今回の部品落下事故翌日、嘉手納基地の目視調査では午前8時から午後6時までの調査時間内に離着陸や旋回した回数は152回にも上っている。安全管理体制が徹底されないまま、この様な状況が続けば、いつ何時大惨事が起こると言っても過言ではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実施するよう強く要求する。

記

- 1 事故原因の徹底究明と再発防止策を公表すること
- 2 事故発生時において、関係自治体への速やかな通報体制を遵守すること
- 3 米軍外来機の飛行訓練の常態化を中止すること

以上、決議する。

令和2年3月3日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、
嘉手納基地第18航空団司令官